

○豊島区保健福祉審議会条例施行規則

平成21年9月24日

規則第48号

改正 平成22年3月30日規則第32号

平成24年12月26日規則第75号

平成27年7月31日規則第70号

平成27年11月10日規則第85号

平成31年3月14日規則第12号

令和4年6月3日規則第49号

(趣旨)

第1条 この規則は、豊島区保健福祉審議会条例（平成21年豊島区条例第39号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、豊島区保健福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第3条に規定する委員は、次の各号に掲げる者につき、それぞれ各号に定める人数の範囲内において、区長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者 6人以内
- (2) 区議会議員 4人以内
- (3) 保健医療関係者 3人以内
- (4) 社会福祉関係者 3人以内
- (5) 区内関係団体構成員 5人以内
- (6) 区民 3人以内
- (7) 区職員 4人以内

(意見聴取等)

第3条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会の会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第4条 会長は、区長の諮問事項に関する専門的な調査又は検討を行わせるため、必要があると認めるときは、審議会に専門委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。

2 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 3 委員長は、委員の互選により選出する。
- 4 委員会は、委員長が招集する。
- 5 委員長は、委員会の事務を統括し、委員会の審議の経過及び結果を審議会に報告する。
- 6 副委員長は、委員長が指名する委員をもって充てる。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
(幹事)

第5条 審議会の調査・審議を補佐するため、幹事を置く。

- 2 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日規則第32号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月26日規則第75号）

この規則は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成27年7月31日規則第70号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の豊島区保健福祉審議会条例施行規則別表の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成27年11月10日規則第85号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則の施行後の豊島区保健福祉審議会条例施行規則別表の規定は、平成27年10月1日から適用する。

附 則（平成31年3月14日規則第12号）

平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月3日規則第49号）

令和4年6月3日から施行する。

別表（第5条関係）

（平27規則70・全改、平27規則85・平31規則12・一部改正）

幹事	保健福祉部福祉総務課長 保健福祉部総合高齢社会対策推進室長 保健福祉部自立促進担当課長 保健福祉部高齢者福祉課長 保健福祉部障害福祉課長 保健福祉部障害福祉サービス担当課長 保健福祉部生活福祉課長 保健福祉部西部生活福祉課長 保健福祉部介護保険課長 池袋保健所地域保健課長 池袋保健所生活衛生課長 池袋保健所健康推進課長 池袋保健所新型コロナウイルスワクチン接種担当課長 池袋保健所長崎健康相談所長 政策経営部企画課長 子ども家庭部子ども若者課長 子ども家庭部子育て支援課長 子ども家庭部児童相談所設置準備担当課長 子ども家庭部子ども家庭支援センター所長 都市整備部住宅課長
----	--